

# 第7期

## 概要版

# 松島町障がい福祉計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

### (1) 福祉施設から地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数	14人	令和4年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者の増加	1人(7.1%)	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行する。
施設入所者の削減	1人(7.1%)	令和4年度末時点の5%以上を令和8年度末までに削減する。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	設置済み	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の設置について設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年3回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

項目	目標	考え方
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の共同生活援助利用者数	7人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	2人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

### （3）地域生活拠点等における機能の充実

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備（複数市町村による共同整備も可）	整備済み	令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととする。
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	配置済み	
年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	年2回	
強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進【新規】	整備時期： 令和8年度	
地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込み	地域生活支援拠点等の設置箇所数： 圏域で1箇所 コーディネーターの配置人数： 1人 検証及び検討： 年2回	

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
令和4年度の一般就労移行者数	5人	令和4年度の一般就労移行者数
令和3年度末の一般就労移行者数	0人	令和3年度末の一般就労移行者数
うち就労移行支援事業 (令和3年度)	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
うち就労継続支援A型事業 (令和3年度)	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業(A型)を利用し、一般就労した人の数
うち就労継続支援B型事業 (令和3年度)	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労した人の数
令和8年度末の一般就労移行者数	0人	令和8年度末の一般就労移行者数
うち就労移行支援事業 (令和8年度)	0人	令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数(令和3年度実績に対する割合のため、0とした)
うち就労継続支援A型事業 (令和8年度)	0人	令和8年度において就労継続支援事業(A型)を利用し、一般就労する人の数(令和3年度実績に対する割合のため、0とした)
うち就労継続支援B型事業 (令和8年度)	0人	令和8年度において就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労する人の数(令和3年度実績に対する割合のため、0とした)
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	3人(300.0%)	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数(令和3年度末実績の1.41倍以上)
令和8年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】	50.0%	令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
令和8年度末の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所数	25.0%	令和8年度末において就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所数を全体の2割5分以上とすること。

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	考え方
市町村において基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保(複数市町村による共同設置も可)	設置済み	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。  令和8年度末までに、市町村において基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

項目	目標	考え方
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	12回	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。  令和8年度末までに、市町村において基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。
基幹相談支援センターの設置の有無の見込み【新規】	設置済み	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み	12件	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み	12件	
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み	12回	
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込み【新規】	12回	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み【新規】	主任相談支援専門員配置人数： 1人	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数の見込み【新規】	事例検討 実施回数：12回 参加事業者・ 機関数：13箇所	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数を見込み【新規】	協議会の専門部会設置数： 1箇所 実施回数：12回	

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

項目	目標	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	構築済み	令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築することを基本とする。
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	1人	令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築することを基本とする。
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	

項目	目標	考え方	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	0回	令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築することを基本とする。

## (7) 発達障がい者等に対する支援

項目	目標	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)の見込み	受講者数(保護者):5人 実施者数(支援者):5人	令和8年度末までに、市町村において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)、ペアレントメンター及びピアサポートの活動への参加人数の見込みについて定めるよう努めること。
ペアレントメンターの人数の見込み	1人	
ピアサポートの活動への参加人数の見込み	18人	

## ◆ サービス見込み量

分類	サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	250	250	250
		人	19	19	19
	重度訪問介護	時間分	0	0	0
		人	0	0	0
	同行援護	時間分	10	10	10
		人	2	2	2
行動援護	時間分	0	0	0	
	人	0	0	0	
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	
	人	0	0	0	
日中活動系サービス	療養介護	人	2	2	2
		人日分	640	640	640
	生活介護	人	30	30	30
		人日分	45	45	45
	短期入所(福祉型)	人	13	13	13
		人日分	0	0	0
短期入所(医療型)	人	0	0	0	
	人日分	0	0	0	
訓練・就労系サービス	自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日分	54	54	54
		人	2	2	2
就労選択支援【新規】	人	-	0	0	
訓練・就労系サービス	就労移行支援	人日分	75	90	105
		人	5	6	7
	就労継続支援(A型)	人日分	240	260	280
		人	12	13	14

分類	サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訓練・就労系サービス	就労継続支援（B型）	人日分	760	780	800
		人	40	41	42
	就労定着支援	人	3	3	3
居宅支援・施設系サービス	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助	人	17	17	17
相談支援サービス	施設入所支援	人	14	14	14
	計画相談支援	人	43	43	43
	地域移行支援	人	0	0	0
発達障がい者等に対する支援	地域定着支援	人	3	3	3
	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入				
	ペアレントメンター養成等事業				
ピアサポート推進事業					

## ◆ 地域生活支援事業

分類	事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
	相談支援事業	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1	1	1
	手話通訳者設置事業	人	0	0	0
	介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
	自立生活支援用具	件/年	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	12	12	12
	排せつ管理支援用具	件/年	450	450	450
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	2	2
	手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	1	1
	移動支援事業	人/年	7	7	7
		時間/年	400	400	400
	地域活動支援センター事業	事業所数	1	1	1
利用者数		8	8	8	
任意事業	訪問入浴サービス	人/年	2	2	2
	日中一時支援事業	人/年	2	2	2
	巡回支援専門員整備	件/年	20	20	20
	点字・声の広報	件/年	1	1	1
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	1	1	1



### 第7期松島町障がい福祉計画

発行：令和6年3月 発行者：宮城県松島町 編集：町民福祉課福祉班

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19 番地の1

TEL 022-354-5706 FAX 022-353-2041